

## 第 6 章 減免対象施設一覧表

減免割合の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々の欄の数字等が減免割合を示すものですが、×は適用がないことを表します。

番号	減 免 対 象 施 設 等	減免割合		根拠法令
		資	従	
1	道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第1項
2	<p>道路運送法第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる事業を行うものが当該事業の用に供する施設（当該者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒・児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限ります。）</p> <p>※ <math>\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}</math></p>	市長が必要と認める割合	市長が必要と認める割合	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第2項
3	酒税法第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	$\frac{1}{2}$	×	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第3項
4	法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が本市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第4項
5	旧中小企業振興事業団法の施行前において旧小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第5項

施設減免対象一覧表

番号	減 免 対 象 施 設 等	減免割合		根拠法令
		資	従	
6	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第6項
7	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設・結婚式場・理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。）	全部	全部	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第7項
8	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	×	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第8項
9	家具の製造又は販売の事業をもっぱら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	$\frac{1}{2}$	×	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第9項
10	ビルの室内清掃・設備管理等の事業を行う者の従業者のうち当該事業に従事する者	×	全部	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第10項
11	学術文化の振興等に特に寄与すると認められ、かつ、主として定員制をとっている劇場等（法72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設をいいます）で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比して広大であると認められるもののうち、当該舞台等の部分	$\frac{1}{2}$	×	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第11項
12	果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000㎡以下の場合に限ります。）	$\frac{1}{2}$	×	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第13項

番号	減 免 対 象 施 設 等	減免割合		根拠法令
		資	従	
13	列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業者のうち当該事業に従事する者	×	$\frac{1}{2}$	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第14項
14	綿の製造を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	×	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第15項
15	野菜又は果実（梅に限ります。）のつけ物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装・びん詰・たる詰・その他これらに類する作業のための施設以外の施設	$\frac{3}{4}$	×	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第16項
16	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋それぞれについて3万㎡未満であるもの	全部	全部	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第17項
17	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第18項
18	その他市長が必要と認めるもの	市長が必要と認める割合	市長が必要と認める割合	仙台市市税条例第11条第1項第3号及び施行規則第4条別表第5第19項

施設  
減免  
対象  
一覧表